

答 申

1 審査会の結論

武蔵野市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 13 年 12 月 6 日付けでした「開かれた学校づくり協議会委員候補者推薦書」（委嘱決定に係るもの）（以下「本件各文書」という。）の一部開示決定（以下「本件決定」という。）は、これを取り消し、非開示とされた部分を開示すべきである。

2 異議申立ての経緯

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年武蔵野市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条に基づき平成 13 年 11 月 22 日実施機関に対し本件各文書の開示を請求したが、実施機関は、条例第 9 条第 5 号に該当するとして本件各文書中の「開かれた学校づくり協議会」委員の氏名部分を非開示とする本件決定をしたので、本件異議申立てに及んだ。

実施機関は、本件各文書中の氏名部分が同号に該当する理由として、平成 13 年度の「開かれた学校づくり協議会」は試行段階のものとして位置付けられており、同協議会委員として推薦された委員候補者に対しても、氏名を公表する旨を伝えていないこと、氏名を公表すると、当該学校の児童・生徒の保護者などから学校への意見の伝達などを過度に依頼されるなどの負担を生ずるおそれがあること、同協議会委員の氏名は、公表するとすれば各学校長が行うこととされていること、を挙げている。

これに対して、異議申立人は、同協議会委員であって自己の氏名を公表されることを嫌がる者がいるとは考えられないことを挙げて、本件決定を批判している。

3 審査会の判断

本件各文書は、各学校長が作成した「開かれた学校づくり協議会候補者推薦書」と題された文書であり、「開かれた学校づくり協議会」委員に正式に任命された者の氏名列

挙した名簿という体裁をとっていない。しかしながら、実施機関の説明によれば、正式の名簿はそもそも作成されたことがなく、各学校長の推薦にかかる候補者がそのまま委員に任命されたため、正式任命後は上記「推薦書」が異議申立人の開示請求に係る「名簿」に当たるとして本件決定を行ったものと認められる。実施機関内部にいかなる文書が保有されているか知る由のない異議申立人の「名簿」に係る開示請求に対して、「名簿」に記載されるべき情報内容と実質的に同じ情報内容を含む本件各文書を対象文書と考えた実施機関の判断は相当というべきであるから、以下においても、推薦書すなわち名簿と見なして判断を加えることとする。

さて、条例第9条第5号は、市の機関の内部における「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は、非開示とすることができる旨規定している。本件で問題になるのは、本件各文書に記載された同協議会委員の氏名が同条に規定する情報にあたるか否か、である。

同協議会は、「武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱」に基づいて設置され、その運営については、「開かれた学校づくり協議会実施要領」が主要な事項について規定している。これらの規定によれば、同協議会委員の主たる職責は、原則として年3回招集される協議会に出席して学校運営、教育活動の公開・施設開放その他の事項について意見を述べることであり、協議会の会議そのものが保護者や地域住民の傍聴を許すなどの形で直接に公開されることは予定されていない。しかし、上記の職責を果たすため、同協議会委員が運動会などの各種学校行事に招待され、あるいは参加していることが窺われるし、校長は、保護者及び地域住民に対して、協議会の経過・結果について公開するものとされている（上記要領第2（4））。してみれば、どのような方法によってかはともかく、誰が同協議会委員に就任したのかは、保護者や地域住民にとって公知となることが予定されているのであり、そのことは、「地域社会に開かれた特色ある学校づくり」（上記要綱第1条）に貢献するという委員の職責上当然といわなければならない。そして、以上のことは、実施機関が主張するように、平成13年度の同協議会が試行的段階のものであるとしても、変わりがないというべきである。したがって、公知となることが予定されている同協議会の委員の氏名を、委員に就任した後に公表したからといって、条例第9条第5号にいうおそれがある情報にあたるとはいいがたい。

なお、実施機関は、上記要領が、校長が同協議会の氏名を公表する旨規定している点をとらえて、実施機関自身には公表する権限がないかのようにいうが、行政内部の規程である上記要領が公表権者を誰と定めているかという問題と、条例上、実施機関に本件各文書の開示義務があるか否かの問題とは、まったく別個であり、校長に公表権があるからといって実施機関の開示義務に消長を来すわけではない。

よって、本件各文書中の同協議会の委員の氏名を記載した部分は、条例第9条第5号の情報に該当しないから、この部分を開示すべきである。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 14 年 1 月 9 日	諮問（第七期第 4 回審査会）
平成 14 年 1 月 30 日	実施機関より理由説明書收受
平成 14 年 2 月 1 日	審議（第七期第 5 回審査会）
平成 14 年 2 月 12 日	異議申立人より意見書收受
平成 14 年 3 月 1 日	審議（第七期第 6 回審査会）
平成 14 年 3 月 29 日	審議（第七期第 7 回審査会）